

高知県産業振興推進総合支援事業実施要領 新旧対照表

新		旧	
高知県産業振興推進総合支援事業実施要領		高知県産業振興推進総合支援事業実施要領	
別表第2 事業採択申請書等に添付する書類一覧		別表第2 事業採択申請書等に添付する書類一覧	
1 ステップアップ事業		1 ステップアップ事業	
(1～4 省略)		(1～4 省略)	
	提出書類		注意事項等
5	県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） <u>ただし、要綱第5条の2の規定により事業実施主体へ直接補助する場合に限り、上記に替えて、県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式10）及び本人確認書類の写しを提出することができる。</u>	(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 (2) 本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。	5 県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） 又は 県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式10）及び本人確認書類の写し
(6～8 省略)		(6～8 省略)	
2 一般事業及び特別承認事業		2 一般事業及び特別承認事業	
(1～9 省略)		(1～9 省略)	
	提出書類		注意事項等
10	県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） <u>ただし、要綱第5条の2の規定により事業実施主体へ直接補助する場合に限り、上記に替えて、県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式10）及び本人確認書類の写しを提出することができる。</u>	(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 (2) 本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。	10 県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） 又は 県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式10）及び本人確認書類の写し
(11～15 省略)		(11～15 省略)	

新

3 担い手確保事業

(1～6 省略)

	提出書類	注意事項等
7	県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） <u>ただし、要綱第5条の2の規定により事業実施主体へ直接補助する場合に限り、上記に替えて、県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式10）及び本人確認書類の写しを提出することができる。</u>	(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 (2) 本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。

(8～11 省略)

4 外部人材活用支援事業

(1～4 省略)

	提出書類	注意事項等
5	県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） <u>ただし、要綱第5条の2の規定により事業実施主体へ直接補助する場合に限り、上記に替えて、県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式10）及び本人確認書類の写しを提出することができる。</u>	(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 (2) 本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。

(6～8 省略)

旧

3 担い手確保事業

(1～6 省略)

	提出書類	注意事項等
7	県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） 又は 県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式10）及び本人確認書類の写し	(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 (2) 本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。

(8～11 省略)

4 外部人材活用支援事業

(1～4 省略)

	提出書類	注意事項等
5	県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの） 又は 県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式10）及び本人確認書類の写し	(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。 (2) 本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。

(6～8 省略)

新

5 地域産業課題解決支援事業

(1～6 省略)

	提出書類	注意事項等
7	<p>県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの）</p> <p><u>ただし、要綱第5条の2の規定により事業実施主体へ直接補助する場合に限り、上記に替えて、県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式10）及び本人確認書類の写しを提出することができる。</u></p>	<p>(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。</p> <p>(2) 本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。</p>

(8～11 省略)

6 省略

旧

5 地域産業課題解決支援事業

(1～6 省略)

	提出書類	注意事項等
7	<p>県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの）</p> <p>又は</p> <p>県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式10）及び本人確認書類の写し</p>	<p>(1) 市町村等が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。</p> <p>(2) 本人確認書類について、事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等を提出してください。</p>

(8～11 省略)

6 省略